

三春町公益通報に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法(平成16年法律第122号。以下「法」という。)に基づき、公益通報その他の法令違反等に関する通報(以下「通報」という。)を適切に処理する取扱いを定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、法令遵守を推進するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 職員等 次に掲げる者又は次に掲げる者であった者をいう。

ア 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する本町の職員

イ 地方公務員法第3条第3項第3号及び第3号の2に規定する特別職に属する本町の職員

ウ 本町から事務又は事業を受託し、又は請け負った事業者並びにその役員及び従業員

エ 本町の公の施設の管理を行う地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者の役員及び従業員

(2) 外部の労働者等 次に掲げる者をいう。

ア 当該公益通報に係る事業者(以下「当該事業者」という。)に雇用されている労働者又は公益通報の日前1年以内に当該労働者であった者

イ 当該事業者を派遣先とする派遣労働者又は通報の日前1年以内に当該派遣労働者であった者

ウ 当該事業者の取引先の労働者又は通報の日前1年以内に当該労働者であった者

エ 当該事業者の役員

オ 当該事業者の法令遵守を確保する上で必要と認められる者

(3) 通報 本町における行政運営に係る事項又は本町が処分(命令その他公権力の行使に当たる行為をいう。)若しくは勧告等(勧告その他処分に当たらない行為をいう。)を行う権限を有する事項で、次のいずれかに該当するものについて、第6条の規定に基づき本町に対してなされた通報、相談、意見又は苦情等をいう。

ア 法令若しくは本町の条例、規則、要綱、規程等に反し、又は反するおそれのある事項

イ 町民の身体、生命、財産その他の利益に重大な損害を与え、又は与えるおそれのある事項

(通報の要件)

第3条 通報は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事項を満たすものでなければならない。

(1) 職員等からの通報

ア 犯罪行為やその他の法令違反行為(最終的に罰則のあるものに限る。)が生じ、又はまさに生じようとしている場合であること。

イ 金品を要求したり、他人をおとしめる等不正の目的でないこと。

(2) 外部の労働者等からの通報

ア 前号ア及びイに該当するものであること。

イ 通報内容が真実であると信じるに足る相当の理由があること。

ウ 通報内容につき本町が命令、勧告等の法的権限を有するものであること。

2 前項各号に掲げる通報が匿名で行われた場合には、これを公益通報ではなく情報提供として取り扱うこととする。

(通報の方法)

第4条 通報は公益通報書(様式第1号)に必要事項を記載のうえ、面談、書面、電話、ファクシミリ、電子メール等の方法により行うものとする。

(通報の体制整備)

第5条 通報に係る対応に関する事務を総括するため、総括通報責任者を置くこととし、総務課長をもって充てる。ただし、総務課長が通報の対象となったときは、副町長がその職務を行うものとする。

2 総括通報責任者は、通報に係る対応に関する規程等の整備、研修の実施、通報に係る調査の進捗等の管理、通報を理由とする不利益な取扱いの防止その他通報への適切な対応の確保に関する事務を総括するものとする。

(通報の受付窓口等)

第6条 通報を受け付ける窓口(以下「受付窓口」という。)を総務課に設置する。

ただし、外部の労働者等が行う通報が、総務課以外の通報対象事実に係る事務を所管する課等(以下「所管課」という。)にあった場合は、当該所管課がこれを受け付けることができる。

2 前項ただし書に規定する通報を受け付けた所管課の課長等は、第3条に規定する要件の確認等を行ったうえで、速やかに総括通報責任者に報告しなければならない。

3 受付窓口において通報を受け付けたときは、次の各号に掲げる事項を通報を行った職員等又は外部の労働者等(以下「通報者」という。)に説明するとともに、必要な事項を通報者に確認するものとする。ただし、通報者の特定につながらず得る情

報を確認することについて、通報者の同意が得られない場合、その他確認に支障がある場合は、この限りでない。

(1) 通報に関する秘密は保持されること。

(2) 個人情報保護は保護されること。

(3) 通報受付後の手続の流れに関すること。

4 通報の際に、書面又は電子メール等、通報者が通報の到着が確認できない方法によってなされた場合には、速やかに通報者に対して受け付けた旨を通知し説明するよう努めるものとする。

5 通報を受け付ける際には、個室や庁舎外で面談する等の措置を適切に講じ、通報の秘密を守らなければならない。

(公益通報対応業務従事者の指定等)

第7条 総括通報責任者は、受付窓口に従事する者として、総務課グループ長の職にある者を、法第11条第1項に規定する公益通報対応業務（以下「公益通報対応業務」という。）に従事する職員（以下「従事者」という。）に指名する。

2 前項に規定する者のほか、公益通報対応業務を行う者であつて、当該業務に関して通報者を特定させる事項を伝達される者を、その都度従事者として定めるものとする。

(三春町公益通報処理委員会の設置)

第8条 通報に係る事案の処理を適切に行うため、三春町公益通報処理委員会（以下「委員会」という。）を通報案件ごとにその都度設置する。

(委員会の組織)

第9条 委員会は、委員長、副委員長及び委員若干名をもって組織する。

2 委員長は、副町長をもって充てる。

3 副委員長は、総務課長をもって充てる。

4 委員は、課長級職員のうちから委員長が案件の内容に応じて、その都度指名する。

5 案件の内容や必要に応じて、外部の有識者を委員に加えることができる。

6 委員長が不在のとき、又は委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第10条 委員会は、町長の指示を受けて委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

2 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(委員会の所掌事務)

第11条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 公益通報に係る受付処理に関すること。

(2) 通報対象事実に係る調査に関すること。

(3) 通報対象事実に係る是正措置及び再発防止策(以下「是正措置等」という。)に関すること。

(4) 公益通報者の保護に関すること。

(5) その他公益通報者保護制度の実施に関し必要な事項
(事案の検討)

第12条 通報を受け付けたときは、当該通報に係る調査の必要性について、委員会において公正、公平かつ誠実に検討し、当該通報を公益通報として取り扱い調査を行う場合にあってはその旨及び着手の時期を、公益通報として取り扱わず調査を行わない場合にあってはその旨及び理由を、通報者に通知するものとする。

(調査の実施)

第13条 前条の規定により、調査を行うこととなったときは、委員会において調査を行い、速やかに調査結果を取りまとめ、通報者に通知するものとする。

2 前項の調査をするときは、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 通報者の秘密を保持するとともに、通報者が特定されないよう調査の方法に十分な配慮をすること。

(2) 被通報者、当該調査に協力した者等(以下「利害関係人」という。)の信用、名誉、プライバシー等に配慮すること。

(3) 調査の進捗状況については、適宜、通報者に通知するよう努めること。

(是正措置等の実施)

第14条 委員会は、前条第1項の調査結果を町長に報告し、法令違反等が明らかになったときは、町長は、速やかに是正措置等を講じるとともに、必要に応じ、関係者の処分を行う等の適切な措置をとるものとする。

2 是正措置等を行ったときは、その内容を、利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮しつつ、通報者に対し、遅滞なく書面により通知するものとする。

(処理期間等)

第15条 通報の受理に当たっては、通報の受理から処理の終了までの必要と見込まれる期間を、通報者に対し、遅滞なく通知するものとする。

2 通報の処理に当たっては、公益通報処理管理台帳(様式第2号)に通報の受理から処理の終了までの処理の過程について所要の事項を記録するものとする。

(職員の協力)

第16条 職員は、正当な理由がある場合を除き、通報に関する委員会が行う調査に誠実に協力しなければならない。

(利益相反関係の排除)

第17条 通報の受付担当者、調査担当者、委員会の構成員その他通報処理に従事する者は、自らが関係する通報事案の処理に関与してはならない。

(秘密保持等)

第18条 通報処理の従事者は、調査によって知り得た情報を他に漏らしてはならない。

2 通報処理を行うに当たっては、個人情報の保護の徹底に努めなければならない。

3 各通報事案の処理に係る記録及び関係資料は、適切な保存年限を定めたうえで、通報者及び利害関係人の秘密保持に配慮して、適切な方法で管理しなければならない。

(通報者の保護)

第19条 職員等は、通報又は相談をしたことを理由に懲戒処分、人事給与その他勤務上について不利益な取扱いを受けない。

2 通報又は相談をしたことを理由として懲戒処分、人事給与その他勤務上について不利益な取扱いを受けた職員等は、その旨を委員会に通報することができる。

3 職員等に対して通報又は相談をしたことを理由に懲戒処分その他不利益な取扱いをした者については、町長は、懲戒処分その他適切な措置をとるものとする。正当な理由なく、通報又は相談に関する秘密を漏らした者についても同様とする。

4 外部の労働者等の通報に係る保護は、法の例による。

(追跡調査等)

第20条 町長は、職員等に対し、通報又は相談をしたことを理由とする不利益な取扱い、職場内における嫌がらせ等が行われていないかを確認するなどして、通報者保護に係る追跡調査を行うものとする。

2 町長は、内部の職員等からの通報に係る事案の処理終了後においては、法令違反等が再発していないか、是正措置等が十分に機能しているかを確認するとともに、必要に応じ、通報処理の仕組みを改善するものとする。

(運用状況の公表)

第21条 町長は、通報の件数、主な内容等について、必要に応じ公表するものとする。

(委任)

第22条 この要綱に定めるもののほか、公益通報の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。